

令和2年5月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第24号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第25号 令和2年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第26号 令和2年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第27号 草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第28号 草津市長等の令和2年6月における期末手当の特例に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第29号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第30号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第31号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第32号 第2期草津市スポーツ推進計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問することにつき議決を求めることについて

議第 2 4 号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、令和２年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和３１年草津市教育委員会規則第４号）第３条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

令和2年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出ること
について

令和2年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

意見 特になし

令和2年5月1日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

令和2年度草津市一般会計補正予算

(一般会計)

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
学校政策推進課	教育総務費	教育指導費	教育情報化推進費 学校ICT推進費	115,203	276,659	(国)240,120 (一)36,539		GIGAスクール構想に基づく、1人1台端末の実現に向けた備品購入費および保守料にかかる増額 ・小1～小4、中2、中3の2/3分 5,336台

議第 2 5 号

令和 2 年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

令和２年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつ
き議決を求めることについて

令和２年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づ
き、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和2年度 一般会計補正予算

概 要 書

令和2年度草津市一般会計補正予算

(単位:千円)

(一般会計)

所管課	項	目	事業事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
学校政策推進課	教育総務費	教育指導費	教育情報化推進費 学校ICT推進費	391,862	20,211	(国)9,466 (一)10,745		学校の臨時休校等の緊急時においても、ICTを活用し子どもたちが家庭においても学習を継続できる環境を整備し、子どもたちの学びを保障する。 ・学校からの遠隔学習機能の強化 761千円 ・家庭学習のための通信機器整備支援 19,450千円
スポーツ保健課	保健体育費	保健体育総務費	学校給食センター特別会計繰出金 学校給食センター特別会計繰出金	264,557	731	(一)731		新型コロナウイルスの影響による令和2年3月分の学校給食提供中止に伴い、製造できなかったパンと牛乳について補償するもの。

議第 26 号

令和 2 年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し
出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 27 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

令和２年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

令和２年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和 2 年度
学校給食センター特別会計補正予算

概 要 書

令和2年度草津市学校給食センター特別会計補正予算

学校給食センター特別会計（歳入）

（単位：千円）

所管課	款	項	目	現計予算額	補正予算額	説 明
学校給食センター	繰入金 諸収入	一般会計繰入金 雑入	一般会計繰入金 雑入	264,557 394,743	731 2,192	一般会計繰入金 学校臨時休業対策補助金

学校給食センター特別会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事業事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説 明
学校給食センター	保健体育費	学校給食センター運営費	管理運営費 給食センター管理運営費	659,300	2,923	(諸) 2,192 (一) 731	新型コロナウイルスの影響による令和2年3月分の学校給食提供中止に伴い、製造できなかったパンと牛乳について補償するもの。

議第 27 号

草津市長等の令和 2 年 6 月における期末手当の特例に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 27 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市長等の令和２年６月における期末手当の特例に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市長等の令和２年６月における期末手当の特例に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市長等の令和2年6月における期末手当の特例に関する条例

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の特例)

第1条 市長および副市長の令和2年6月に支給される期末手当の額については、草津市長および副市長の給与等に関する条例（昭和43年草津市条例第26号）第2条第3項の規定にかかわらず、零とする。

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第2条 教育長の令和2年6月に支給される期末手当の額については、草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和29年草津市条例第14号）第3条第2項の規定にかかわらず、零とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、6月1日から適用する。

議第 28 号

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年5月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見
を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に
申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162
号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例

(草津市立まちづくりセンター条例の一部改正)

第1条 草津市立まちづくりセンター条例（平成14年草津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立地域まちづくりセンター条例の一部改正)

第2条 草津市立地域まちづくりセンター条例（平成28年草津市第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「の不可抗力による理由のため使用ができなくなった」を「公益上必要が生じた」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立図書館設置条例の一部改正)

第3条 草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立草津アミカホール条例の一部改正)

第4条 草津市立草津アミカホール条例（平成3年草津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立草津クレアホール条例の一部改正)

第5条 草津市立草津クレアホール条例（平成26年草津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

（草津市立サンサンホール条例の一部改正）

第6条 草津市立サンサンホール条例（平成4年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

（草津市立教育集会所設置条例の一部改正）

第7条 草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第1項第2号中「不可抗力による理由のため使用ができなくなつた」を「公益上必要が生じた」に改め、同項第3号中「他」を「ほか」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

（草津市立社会体育施設条例の一部改正）

第8条 草津市立社会体育施設条例（昭和56年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「教育委員会は、」の右に「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

第7条に次の1項を加える。

- 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第9条 草津市立健康広場の設置および管理に関する条例(昭和56年草津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 災害その他公益上必要が生じた場合において、健康広場の使用を制限し、または停止することにより、損害を生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立草津宿街道交流館条例の一部改正)

第10条 草津市立草津宿街道交流館条例(平成10年草津市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 災害その他公益上必要が生じた場合において、健康広場の使用を制限し、または停止することにより、損害を生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市史跡草津宿本陣条例の一部改正)

第11条 草津市史跡草津宿本陣条例(平成7年草津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 災害その他公益上必要が生じた場合において、健康広場の使用を制限し、または停止することにより、損害を生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立隣保館条例の一部改正)

第12条 草津市立隣保館条例(昭和46年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条第1項第2号中「不可抗力による理由のため使用ができなくなった」を「公益上必要が生じた」に改め、同項第3号中「他」を「ほか」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立長寿の郷ロクハ荘条例の一部改正)

第13条 草津市立長寿の郷ロクハ荘条例(平成6年草津市条例第12号)の一部を次のように改

正する。

第10条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立なごみの郷条例の一部改正)

第14条 草津市立なごみの郷条例（平成12年草津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立障害者福祉センター条例の一部改正)

第15条 草津市立障害者福祉センター条例（平成18年草津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立さわやか保健センター条例の一部改正)

第16条 草津市立さわやか保健センター条例（平成3年草津市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。
- 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立クリーンセンター条例の一部改正)

第17条 草津市立クリーンセンター条例（平成29年草津市条例第31号）の一部を次のように

改正する。

第5条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市営火葬場条例の一部改正)

第18条 草津市営火葬場条例（昭和55年草津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「使用許可」の右に「および使用許可の取消し等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

3 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市まちなか交流施設設置条例の一部改正)

第19条 草津市まちなか交流施設設置条例（平成20年草津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立市民交流プラザ条例の一部改正)

第20条 草津市立市民交流プラザ条例（平成14年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部改正)

第21条 草津市立ロクハ公園駐車場条例（昭和63年草津市条例第19号）の一部を次のように

改正する。

第12条を次のように改める。

(違反措置等)

第12条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用者に対して駐車場の使用の制限し、停止し、または直ちに在庫させることができる。

(1) 係員の指示に従わないとき。

(2) この条例に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めたとき。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の制限し、停止し、または直ちに在庫させることができる。

3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は賠償の責を負わない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(損害賠償)

第13条 駐車場施設およびその付属設備等をき損し、または滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その賠償額を免除することができる。

(事故等の免責)

第14条 天災、火災、盗難または駐車場内の事故等により、駐車場における使用者および第三者がこうむった損害に対しては、市はその責を負わない。

(草津市駅前広場管理条例の一部改正)

第22条 草津市駅前広場管理条例(昭和44年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「従わなかつたとき」の右に「、もしくは災害その他公益上必要が生じたとき」を加え、同条の次に次の1項を加える。

2 市は、前項の規定により占用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立自転車駐車場条例の一部改正)

第23条 草津市立自転車駐車場条例(昭和56年草津市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「等」を削り、同条中第2項を削る。

第12条を第13条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(違反措置等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

(1) 係員の指示に従わないとき。

(2) この条例に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めたとき。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は賠償の責を負わない。

(草津市立草津駅前地下駐車場条例の一部改正)

第24条 草津市立草津駅前地下駐車場条例(平成7年草津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「違反措置」の右に「等」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「責め」を「責」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

(草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例の一部改正)

第25条 草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例(平成13年草津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「違反措置」の右に「等」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「責め」を「責」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立まちづくりセンター条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第7条 (略) (使用許可の取消し等) 第8条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) (略) (4) (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第9条～第12条 (略) 別表 (略)	第1条～第7条 (略) (使用許可の取消し等) 第8条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>公益上やむを得ない事由が発生したとき。</u> (5) (略) 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第9条～第12条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立地域まちづくりセンター条例の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第10条（略） （使用許可の取消し等） 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) 災害その他公益上必要が生じたとき。 (3) (略) 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第12条～第14条（略） 別表第1～別表第2（略）	第1条～第10条（略） （使用許可の変更、停止または取消し） 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) 災害その他の不可抗力による理由のため使用ができなくなったとき。 (3) (略) 2 前項第1号および第2号の規定により使用の条件を変更され、使用を停止され、または使用の許可を取り消された者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。 第12条～第14条（略） 別表第1～別表第2（略）

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立図書館設置条例の一部改正（第3条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第5条（略） （使用許可の取消し等） 第6条（略） 2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第7条～第9条（略） 別表（略）	第1条～第5条（略） （使用許可の取消し等） 第6条（略） 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第7条～第9条（略） 別表（略）

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立草津アミカホール条例の一部改正（第4条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第6条の2 (略) (使用許可の取消し等) 第7条 (略) 2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第8条～第11条 (略) 別表 (略)	第1条～第6条の2 (略) (使用許可の取消し等) 第7条 (略) 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第8条～第11条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立草津クレーシアホール条例の一部改正（第5条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第7条（略） （使用許可の取消し等） 第8条（略） <u>2</u> 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 <u>3</u> 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第9条～第12条（略） 別表（略）	第1条～第7条（略） （使用許可の取消し等） 第8条（略） <u>2</u> 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第9条～第12条（略） 別表（略）

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立サンサンホール条例の一部改正（第6条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第6条 (略) (使用許可の取消し等) 第7条 (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、<u>前2項</u>の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第8条～第10条 (略) 別表 (略)	第1条～第6条 (略) (使用許可の取消し等) 第7条 (略) 2 市は、<u>前項</u>の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第8条～第10条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立教育集会所設置条例の一部改正（第7条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第12条（略） （使用許可の取消し等） 第13条 次の各号の一に該当するときは、委員会は、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) 災害その他公益上必要が生じたとき。 (3) 前2号のほか<u>管理の都合により必要が生じたとき。</u> 2 市は、<u>前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。</u> 第14条～第16条（略） 別表第1～別表第2（略）	第1条～第12条（略） （使用許可の変更、停止および取消し） 第13条 次の各号の一に該当するときは、委員会は、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) 災害その他<u>不可抗力による理由のため使用ができなくなつたとき。</u> (3) 前2号の<u>他</u>管理の都合により必要が生じたとき。 2 前項第1号および第2号の場合において当該許可の変更、停止または取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責を負わない。 第14条～第16条（略） 別表第1～別表第2（略）

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立社会体育施設条例の一部改正（第8条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第6条（略） （使用許可の取消し等） 第7条 教育委員会は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3)（略） 2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第8条～第13条（略） 別表第1～別表第2（略）	第1条～第6条（略） （使用許可の取消し等） 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3)（略） 2 前項の規定による処分により、体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあつても市は、その責めを負わないものとする。 第8条～第13条（略） 別表第1～別表第2（略）

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部改正（第9条関係）
新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第4条 (略) (損害賠償) 第5条 (略) 2 災害その他公益上必要が生じた場合において、健康広場の使用を制限し、または停止することにより、損害を生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わないものとする。 第6条 (略) 別表 (略)	第1条～第4条 (略) (損害賠償) 第5条 (略) 第6条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立草津宿街道交流館条例の一部改正（第10条関係） 新旧対照表

新 条 例 （ 案 ）	旧 条 例
第1条～第4条（略） （損害賠償） 第5条（略） 2 災害その他公益上必要が生じた場合において、健康広場の使用を制限し、または停止することにより、損害を生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わないものとする。 第6条（略） 別表（略）	第1条～第4条（略） （損害賠償） 第5条（略） 第6条（略） 別表（略）

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市史跡草津宿本陣条例の一部改正（第11条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第7条 (略) (損害賠償) 第8条 (略) 2 災害その他公益上必要が生じた場合において、健康広場の使用を制限し、または停止することにより、損害を生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わないものとする。 第9条 (略) 別表 (略)	第1条～第7条 (略) (損害賠償) 第8条 (略) 第9条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立隣保館条例の一部改正 (第 1 2 条関係) 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第 1 条～第 1 1 条 (略) (使用許可の取消し等) 第 1 2 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) 災害その他公益上必要が生じたとき。 (3) 前 2. 号のほか管理の都合により必要が生じたとき。 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第 1 3 条～第 1 5 条 (略) 別表第 1 ～別表第 2 (略)	第 1 条～第 1 1 条 (略) (使用許可の変更・停止および取消し) 第 1 2 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) 災害その他不可抗力による理由のため使用ができなくなつたとき。 (3) 前 2 号の他管理の都合により必要が生じたとき。 2 前項第 1 号および第 2 号の場合において当該許可の変更・停止または取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責を負わない。 第 1 3 条～第 1 5 条 (略) 別表第 1 ～別表第 2 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立長寿の郷ログハ荘条例の一部改正（第13条関係） 新旧対照表

新 条 例 （ 案 ）	旧 条 例
第1条～第9条（略） （使用許可の取消し等） 第10条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) （略） (4) （略） 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第11条～第14条（略） 別表 （略）	第1条～第9条（略） （使用許可の取消し等） 第10条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) （略） (4) <u>公益上やむを得ない事由が発生したとき。</u> (5) （略） 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第11条～第14条（略） 別表 （略）

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立なごみの郷条例の一部改正（第14条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第7条 (略) (使用許可の取消し等) 第8条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) (略) (4) (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第9条～第12条 (略) 別表 (略)	第1条～第7条 (略) (使用許可の取消し等) 第8条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>公益上やむを得ない事由が発生したとき。</u> (5) (略) 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第9条～第12条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立障害者福祉センター条例の一部改正（第15条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第9条 (略) (使用許可の取消し等) 第10条 市長は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、または同項に規定する使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) (略) (4) (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第11条～第13条 (略) 別表 (略)	第1条～第9条 (略) (使用許可の取消し等) 第10条 市長は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、または同項に規定する使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>公益上やむを得ない事由が発生したとき。</u> (5) (略) 2 市は、<u>前項</u>の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第11条～第13条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立さわやか保健センター条例の一部改正（第 16 条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第 1 条～第 4 条 (略) (使用許可の取消し等) 第 5 条 (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前 2 項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第 6 条～第 7 条 (略)	第 1 条～第 4 条 (略) (使用許可の取消し等) 第 5 条 (略) 第 6 条～第 7 条 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立クリーンセンター条例の一部改正（第17条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第4条 (略) (使用許可の取消し等) 第5条 (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第6条～第8条 (略) 別表 (略)	第1条～第4条 (略) (使用許可の取消し等) 第5条 (略) 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第6条～第8条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市営火葬場条例の一部改正 (第18条関係) 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第3条 (略) (使用許可および使用許可の取消し等) 第4条 (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第5条～第8条 (略) 別表 (略)	第1条～第3条 (略) (使用許可) 第4条 (略) 第5条～第8条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市まちなか交流施設設置条例の一部改正（第19条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第5条 (略) 第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、または同項に規定する使用を停止し、もしくは制限することができ。 (1)～(3) (略) (4) (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第7条～第9条 (略) 別表 (略)	第1条～第5条 (略) 第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、または同項に規定する使用を停止し、もしくは制限することができ。 (1)～(3) (略) (4) <u>公益上やむを得ない事由が発生したとき。</u> (5) (略) 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第7条～第9条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立市民交流プラザ条例の一部改正（第20条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第6条 (略) (使用許可の取消し等) 第7条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) (略) (4) (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第8条～第11条 (略) 別表 (略)	第1条～第6条 (略) (使用許可の取消し等) 第7条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。 (1)～(3) (略) (4) <u>公益上やむを得ない事由が発生したとき。</u> (5) (略) 2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第8条～第11条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部改正（第21条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第11条 (略) (違反措置等)	第1条～第11条 (略) (損害賠償)
第12条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用者に対して駐車場の使用の制限し、停止し、または直ちに在庫させることができる。 (1) 係員の指示に従わないとき。 (2) この条例に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。	第12条 故意または過失により駐車場の施設を損傷、汚損または滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。
2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の制限し、停止し、または直ちに在庫させることができる。 3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は賠償の責を負わない。 (損害賠償)	2 駐車場における事故および自動車の損傷、汚損または滅失による損害については、市は賠償の責を負わない。ただし、市の責に帰すべき理由によるときは、この限りでない。
第13条 駐車場施設およびその付属設備等をき損し、または滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その賠償額を免除することができる。 (事故等の免責)	
第14条 天災、火災、盗難または駐車場内の事故等により、駐車場における使用者および第三者がこうむった損害に対しては、市はその責を負わない。	
第15条～第16条 (略) 別表 (略)	第13条～第14条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市駅前広場管理条例の一部改正（第 2 2 条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第 1 条～第 3 条 (略) (許可の取消し等) 第 4 条 前条または次条第 2 項の規定により広場の占用許可を受けた者（以下「占用者」という。）が、この条例に違反したとき、もしくはは許可の条件に従わなかったとき、もしくはは災害その他公益上必要が生じたとき、または市長が管理上特に必要があると認めるときは、市長は、許可を取り消し、または占用を停止し、その他必要な処置を命ぜることができる。 2 市は、前項の規定により占用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。 第 5 条～第 1 3 条 (略) 別表 (略)	第 1 条～第 3 条 (略) (許可の取消し等) 第 4 条 前条または次条第 2 項の規定により広場の占用許可を受けた者（以下「占用者」という。）が、この条例に違反したとき、もしくはは許可の条件に従わなかったとき、または市長が管理上特に必要があると認めるときは、市長は、許可を取り消し、または占用を停止し、その他必要な処置を命ぜることができる。 第 5 条～第 1 3 条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立自転車駐車場条例の一部改正（第23条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第8条 (略) (禁止行為) 第9条 (略) (違反措置等) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。 (1) 係員の指示に従わないとき。 (2) この条例に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。 3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は賠償の責を負わない。 第11条～第13条 (略) 別表第1～別表第2 (略)	第1条～第8条 (略) (禁止行為等) 第9条 (略) 2 市長等は、前項各号に掲げる行為をした者に対して退去を命じることができる。 第10条～第12条 (略) 別表第1～別表第2 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立草津駅前地下駐車場条例の一部改正（第24条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第12条 (略) (違反措置等) 第13条 (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。 3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は賠償の責を負わない。 第14条～第16条 (略) 別表 (略)	第1条～第12条 (略) (違反措置) 第13条 (略) 2 前項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は賠償の責を負わない。 第14条～第16条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例の一部改正（第25条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第12条 (略) (違反措置等) 第13条 (略) 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐 車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。 3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市 は賠償の責を負わない。 第14条～第16条 (略) 別表 (略)	第1条～第12条 (略) (違反措置) 第13条 (略) 2 前項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は 賠償の責を負わない。 第14条～第16条 (略) 別表 (略)

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例

付則関係 新旧対照表

新 条 例	(案)	旧 条 例
<u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		

議第29号

草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年5月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市スポーツ推進審議会委員に委嘱することにつき、草津市スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年草津市条例第17号）第4条の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
関係行政機関の職員	京近 武史	草津市小学校体育連盟
スポーツ関係団体等 により推薦された者	古川 久士	草津市体育振興会連絡協議会
スポーツ関係団体等 により推薦された者	中西 真由巳	草津市健康推進員連絡協議会

草津市スポーツ推進審議会に関する条例（抄）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議するほか、これらの重要事項に関し、必要に応じて教育委員会に建議する。

- （1） 法第10条第1項に規定するスポーツ推進計画に関すること。
- （2） スポーツの施設および設備の整備に関すること。
- （3） スポーツの指導者の養成およびその資質の向上に関すること。
- （4） スポーツの事業の実施および奨励啓蒙に関すること。
- （5） スポーツの団体の育成強化に関すること。
- （6） スポーツによる事故の防止対策に関すること。
- （7） スポーツの技術水準の向上に関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は10人の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員および臨時委員は非常勤とする。

（委員）

第4条 審議会の委員および臨時委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） スポーツ関係団体等により推薦された者
- （4） 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民

（会長等）

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（任期）

第6条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

議第 3 0 号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱および任命することにつき、草津市立教育研究所規則(昭和55年草津市教育委員会規則第3号)第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	糸乗 前	滋賀大学教育学部教授 農学博士
校長会の代表	小野澤 祐子	玉川小学校校長
園長・所長会の代表	森 登世美	矢倉幼稚園
教頭会の代表	奥村 真美	松原中学校教頭
小中学校教員の代表	竹内 美和子	志津小学校教諭
市社会教育委員の代表	鈴木 登	草津市社会教育委員会議代表
公募による市民	山本 忍	
	宇野 その子	

任期：令和4年5月31日まで
(任期途中で交代可能)

○草津市立教育研究所規則（抄）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第7条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 校長会の代表
- (3) 園長・所長会の代表
- (4) 教頭会の代表
- (5) 小中学校教員の代表
- (6) 市社会教育委員の代表
- (7) 市PTA連絡協議会の代表
- (8) 市同和教育推進協議会の代表
- (9) 公募による市民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。

10 運営委員会の庶務は、草津市立教育研究所において処理する。

11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

議第 31 号

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 27 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

次の者を、草津市学校運営協議会委員に委嘱および任命することにつき、草津市学校運営協議会規則第6条の規定により、本委員会の議決を求める。

区分		委嘱する者	備考
志津小学校	保護者	讃井 千恵	P T A会長
	地域の住民	奥村 次一	志津まちづくり協議会 会長
		青木 光	志津まちづくり協議会 防犯・防災・交通部長
		加藤 勇	志津地区民生委員児童委員協議会 会長
		山本 清子	志津地区民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	対象学校の運営に資する活動を行う者	宮城 成和	学校教育ボランティア
		井戸 静代	地域コーディネーター 地域協働合校推進員
	対象学校の校長	中村 真理子	志津小学校校長
	対象学校の教職員	好士崎 壯	志津小学校教頭
		奥村 広樹	志津小学校地域協働合校担当
	学識経験者	寺尾 信一	学識経験者 スクールガード・ボランティア
草津小学校	保護者	園 麻弥	P T A会長
	地域の住民	中島 登	草津学区青少年育成区民会議会長
		竹谷 利子	民生委員児童委員
		馬場 治	草津学区ひとまちいきいき協議会会長
		湯浅 敦	学校ボランティア
		戸高 秀人	環境ボランティア
		吉川 真実	学習ボランティア
	対象学校の運営に資する活動を行う者	辻 圭子	地域コーディネーター
	対象学校の校長	高井 育夫	草津小学校校長
	対象学校の教職員	丹羽 浩之	草津小学校教頭

区分		委嘱する者	備考
渋川小学校	保護者	立石 広子	渋川小学校PTA会長
	地域の住民	中村 繁樹	渋川学区まちづくり協議会 会長
		大庭 幸治	渋川学区まちづくり協議会 子ども育成部会長
		北川 眞造	渋川ビオトープの会会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	澤村 忍	地域コーディネーター
	対象学校の校長	清水 康行	渋川小学校校長
	対象学校の教職員	菊池 誠	渋川小学校教頭
		草野 伸介	渋川小学校教務主任
		中村 大輔	渋川小学校地域連携担当教諭
	学識経験者	中川 きよ美	元小学校長
老上西小学校	保護者	中島 美徳	老上西小学校PTA会長
		夏田 奈々子	老上西小学校保護者代表
	地域の住民	伊庭 健治	老上西学区まちづくり協議会 会長
		橋本 光夫	老上西学区社会福祉協議会副会長
		岸本 修一	老上西学区教育振興会 会長
		岡本 耕一	老上西学区わんぱくプラザ実行委員長
		宇野 四郎	老上西農業合校 代表
	対象学校の運営に資する活動を行う者	武井 美代	地域コーディネーター
	対象学校の校長	京近 武史	老上西小学校校長
	対象学校の教職員	廣瀬 智彦	老上西小学校教頭
		名田 雅信	老上西小学校主幹教諭
		堀田 徹志	老上西小学校教諭

区分		委嘱する者	備考
玉川小学校	保護者	堀江 尚子	P T A会長
		西川 知恵美	前P T A会長
	地域の住民	杉本 文司	スクールガード代表
		奥井 さよ子	玉川学区青少年育成学区民会議会長
		福井 麻世	民生委員児童委員代表
		平井 真理子	民生委員児童委員代表
	対象学校の校長	中野 宗城	玉川学区まちづくり協議会会長 野路町内会長
		小野澤 祐子	玉川小学校校長
	対象学校の教職員	石井 秀樹	玉川小学校教頭
		森 和昭	玉川小学校教務主任（地域協働合校担当）
		深田 安子	玉川小学校教務（教育相談）
南笠東小学校	保護者	片岡 真季	P T A会長
		太田 ひとみ	前P T A会長
	地域の住民	薄田 正子	まちづくり協議会役員
		宇野 千智	まちづくりセンター職員
		大西 繁	民児協会会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	岡田 やよい	地域コーディネーター
	対象学校の校長	西村 洋	南笠東小学校校長
	対象学校の教職員	大林 知子	南笠東小学校教頭
		山本 泰彦	南笠東小学校主幹教諭
		宮川 佳代	南笠東小学校教務
	学識経験者	江竜 眞司	玉川中学校校長
		麻植 美弥子	草津市道徳教育推進委員

区分		委嘱する者	備考
笠縫小学校	保護者	宇都宮 加奈子	図書ボランティア
		宮崎 理恵	笠縫小学校PTA会長
	地域の住民	竹村 俊夫	笠縫まちづくり協議会 会長
		山元 明	笠縫学区民生児童委員 会長
		長澤 敬一	おうみ通学路アドバイザー
	対象学校の運営に資する活動を行う者	小寺 厚子	地域コーディネーター
	対象学校の校長	成田 陽子	笠縫小学校校長
	対象学校の教職員	明山 晋也	笠縫小学校教頭
		太田 泰史	笠縫小学校教務主任（地域協働合校）
	学識経験者	田中 伸芳	元笠縫小学校長、 笠縫みまもり隊
		山元 孝子	元笠縫小学校長
笠縫東小学校	保護者	平田 知大	笠縫東小学校PTA会長
	地域の住民	卯田 正明	笠縫東学区まちづくり協議会顧問
		深田 圭一	笠縫東学区社会福祉協議会会長
		川瀬 吉明	笠縫東学区民生委員児童委員
		卯田 美千代	笠縫東学区まちづくり協議会役員
	対象学校の校長	松宮 孝明	笠縫東小学校校長
	対象学校の教職員	杉田 信一	笠縫東小学校教頭
		築田 尚晃	笠縫東小学校教務主任
		山口 美登里	笠縫東小学校教務
	学識経験者	片山 恵泉	元老上小学校長

区分		委嘱する者	備考
常盤 小 学 校	保護者	益山 知也	常盤小学校PTA会長
		森 啓之	常盤小学校前PTA会長
	地域の住民	長束 廣司	人と地域が輝く常盤協議会会長
		中島 由里子	常盤学区主任児童委員
	対象学校の運営に資 する活動を行う者	木下 征三郎	常盤小学校地域コーディネーター
	対象学校の校長	古谷 匠	常盤小学校校長
	対象学校の教職員	野瀬 めぐみ	常盤小学校教頭
		曾我部 知奈 美	常盤小学校教務主任、地域協働合校担 当
	学識経験者	上寺 和親	常盤小学校地域協働合校推進委員会委 員長
		馬場 久昭	市内元小学校長、市立教育研究所元所 長
		稲垣 保善	市内元小学校長、市立教育研究所前所 長
草 津 中 学 校	保護者	植田 貴雅	草津中学校PTA
	地域の住民	立岡 功成	大路区まちづくり協議会
		中村 孝蔵	大路区青少年育成区民会議会長
		出呂町 馨	渋川学区民生児童委員主任児童委員
	対象学校の運営に資 する活動を行う者	中村 陽子	学校ボランティア
	対象学校の校長	高野 裕子	草津中学校校長
	対象学校の教職員	柴原 力	草津中学校教頭
		水谷 哲郎	草津中学校教務主任

区分		委嘱する者	備考
玉川中学校	保護者	谷 由香里	玉川中学校PTA会長
	地域の住民	中野 宗城	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 会長
		古田 昌平	南笠東学区まちづくり協議会 副会長
	対象学校の校長	江竜 眞司	玉川中学校校長
	対象学校の教職員	藤澤 紳行	玉川中学校教頭
		小嶋 延幸	玉川中学校教務主任
	学識経験者	廣畑 諭	パナソニック株式会社アプライアンス社人事・総務センター総務部総務一課主幹
		井上 拓也	立命館大学総務部BKC地域連携課課長
松原中学校	保護者	久保 いづみ	松原中学校PTA会長
	地域の住民	高野 義孝	山田学区社会福祉協議会 副会長
		山本 敏子	笠縫学区民生委員児童委員
	対象学校の校長	高田 聡	松原中学校校長
	対象学校の教職員	奥村 真美	松原中学校教頭
		村井 久英	松原中学校教務主任（地域連携担当）
	学識経験者	小寺 正宣	元校長

任期 : 令和2年5月27日～令和3年3月31日

草津市学校運営協議会規則（抄）

（委員の委嘱または任命）

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- （1）保護者
- （2）地域の住民
- （3）対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4）対象学校の校長
- （5）対象学校の教職員
- （6）学識経験者
- （7）その他教育委員会が適当と認める者

2. 教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

議第 3 2 号

第 2 期草津市スポーツ推進計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し
諮問することにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

第2期草津市スポーツ推進計画の策定について草津市スポーツ推進審議会
会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

第2期草津市スポーツ推進計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮
問するにつき、教育委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

草教委教ス発第 号
令和2年 月 日

草津市スポーツ推進審議会
会長 岡本 直輝 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

第2期草津市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

平成28年3月に策定した「草津市スポーツ推進計画」に基づき取り組んでまいりましたが、社会情勢の変化や新たな課題に対応した「第2期草津市スポーツ推進計画」を策定したいと考えますので、これについて御意見を賜りますようお願い申し上げます。

諮問の趣旨

本市では、平成28年3月に「草津市スポーツ推進計画」を策定し、平成28年度から令和2年度までの5年間に達成すべき目標を掲げ、これまで様々なスポーツ推進に係る取組を行ってきました。

その間、スポーツを取り巻く環境が変化している中で、東京オリンピック・パラリンピックや国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を控える今後は、市民のスポーツに対する関心や機運がますます高まってくるものと考えております。

このような状況を踏まえ、令和2年度で草津市スポーツ推進計画の5か年が終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証するとともに、市民意識調査等によりスポーツに対する市民の意向を把握し、社会情勢の変化による新たな課題に対応するため、令和3年度以降の5か年に取り組むべきスポーツ推進の方向性や施策などを定めた「第2期草津市スポーツ推進計画」を策定するにあたり、意見を求めるものです。

